

北名古屋市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長及び北名古屋市議会議長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和8年4月7日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 桂川将典

8北総第15号
令和8年3月30日

北名古屋市監査委員 吉野修進様
北名古屋市監査委員 桂川将典様

北名古屋市長 太田考則
(公印省略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和8年3月4日付け8北監第11号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<総務課>

1 【指摘事項】

(1) 収入事業について

広告料事務において、広告申込書に受付印のないものがあった。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、是正しました。

3 【監査委員意見】

(1) 行政財産使用料の免除にあたっては、本来使用料が施設維持管理の原資であり税金等も充てられていることから、社会状況の変化も考慮し慎重にその可否を検討されたい。

(2) 会計年度任用職員の労務管理において、規程に沿った適切な管理となるよう注意されたい。

(3) 契約事務において、随意契約を行うにあたり、その理由は適切なものとなるよう検討されたい。

4 【措置状況】

(1) 行政財産使用料の免除にあたっては、規程に基づき適切に判断します。

(2) 会計年度任用職員の労務管理においては、規程に沿った適切な管理を行います。

(3) 当該契約については、令和8年度から適切な理由とします。

8 北 議 第 3 3 号

令和8年3月31日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典 様

北名古屋市議会議長 永 津 正 和

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和8年3月4日付け8北監第11号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<議事課>

1 【指摘事項】

(1) 支出事務について

行政視察業務において、提出された報告文書に受付印のないものがあった。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、今後、提出される報告文書への受付処理を徹底し、受付印の押印確認を確実にを行うなど、文書管理事務の適正な執行に努めます。

3 【監査委員意見】

契約事務の実施にあたっては、契約規則等に沿った手続きを執行するとともに、決裁時の内容確認を徹底されたい。

4 【措置状況】

契約事務の適正な執行について、契約規則に基づいた手続きを確実にを行うため、財務会計システムを使用して契約書を作成するとともに、決裁時の内容確認を徹底します。